

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年12月2日)

【件名】

- 第13回子育て川柳コンテストの表彰式の開催について
(子育て王国課) 2
- 令和4年度第3回子育て王国とっとり会議の開催結果について
(子育て王国課) 3
- 鳥取砂丘キャンプ場(仮称)運営事業に関する民間事業者の再募集について
(子育て王国課) 4
- 届出保育施設における不適切行為への対応について
(西部総合事務所県民福祉局) 6

子育て・人財局

第13回子育て川柳コンテストの表彰式の開催について

令和4年12月2日
子育て王国課

「第13回子育て川柳コンテスト」の表彰作品を決定し、表彰式を開催しましたので報告します。

1 第13回子育て川柳コンテストの概要

〔目的〕川柳作品の募集を通し、子育てへの関心を高めることにより地域みんなで子育てを応援する
「子育て王国鳥取県」の機運醸成

〔募集期間〕7月1日～10月15日

〔応募数〕685作品（内訳：大人の部139作品、中・高生の部368作品、小学生の部178作品）

【知事表彰受賞作品】

（敬称略）

賞		作品	受賞者
大人の部	最優秀賞	母見上げ 「こーんなにすき」と 広げる手	米子市 諸遊 あす香
	優秀賞	またおいで 娘に持たす 米袋	米子市 渡辺 和香子
中・高生の部	最優秀賞	おはようと ドアを開けると 朝ごはん	鳥取市 江谷 和夏
	優秀賞	ケーキ持ち 家路を急ぐ 父サンタ	鳥取市 岡村 心優
小学生の部	最優秀賞	しゃべりすぎ それでもぼくは しゃべりたい	鳥取市 橋本 康裕
	優秀賞	おこらない パパはすごいね ほめるだけ	鳥取市 山根 結菜

【企業表彰受賞作品】（協賛受付順）

賞	作品	受賞者
渡辺美術館賞	子ども抱く 重さで感じる 子の成長	倉吉市 出水 大典
タイヒーリングセン賞	家事育児 仕事に勤しむ 三刀流	米子市 宇田川 里美
鳥取ぼかぼか温泉賞	まてまて待ってー 逃げ足早い ノーパンツ	ペンネーム KayKay
ボードゲームカフェ あそびカフェコロ賞	弟の そつぽを向いた ありがとう	米子市 原 乙嘉
チュウブ鳥取砂丘こどもの国賞	いただきます 話したいこと あふれだす	鳥取市 中尾 祐人
ジューススタンドめじろ賞 （合同会社よごと）	おとうさん うしのつめきる すごいひと	倉吉市 澤口 夏菜子
ホーエンヤ賞（有限会社山田屋）	おじいちゃん 何考えてるの？ 金魚見て	鳥取市 山家 一華
はりきゅう処橙庵賞	ぎゅっとして 寝てくれるのは あと何年	南部町 小林 彩
ヤマタグループ賞	怒っても つくってくれた お弁当	鳥取市 阪田 千尋

2 表彰式の概要

- 開催日 令和4年11月19日（土）13時～13時20分
- 会場 鳥取砂丘こどもの国 多目的ホール
- 内容

- ・受賞者のうち6名（知事表彰3名、企業表彰3名）が出席し、表彰状を授与するとともに協賛企業の合同会社よごと尾坂代表に出席いただき、受賞者へ直接表彰状を授与した。
- ・表彰式後には、こどもの国50周年プレイベントとして、受賞記念にブルーベリーやプラム等の記念樹を植樹した。
- ・同会場で、缶バッジや絵本バッグ等のものづくりを親子で体験できるミニイベントを併催し、このイベントに立ち寄った方々と一緒に受賞者を祝福した。



受賞者表彰



記念植樹



併催イベント

3 受賞作品の展示等

県HPや地域情報誌へ掲載するほか、以下のとおり展示を行う。

令和4年11月19日～12月28日 鳥取砂丘こどもの国 そうぞう館（鳥取市浜坂）

令和4年11月25日～12月31日 米子市福祉保健総合センター ふれあいの里（米子市錦町）

※令和5年1月以降、県内各地で巡回展示を行う予定

令和4年度第3回子育て王国とっとり会議の開催結果について

令和4年12月2日

子育て王国課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」について、令和4年度第3回会議を開催したので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日 時 令和4年11月25日(金) 午後1時30分から3時まで
- (2) 場 所 鳥取県庁特別会議室(一部オンライン会議により実施)
- (3) 出席者 鈴木会長ほか委員18名(委員の過半数以上の出席)
- (4) 議 事 令和5年度当初予算に向けた新たな施策案の検討・審議について

2 主な議事概要

9月13日に実施した前回会議での意見等を踏まえ、現時点の令和5年度に向けた新たな子育て支援策(案)について説明し、御意見を伺った。

(1) 前回会議での主な意見と令和5年度に向けた新たな子育て施策(案)

① 保育人材の確保(保育士免許の取得支援を含む)

- 保育士を目指す学生も減少傾向にあり、コロナ禍で交流等もできず地域や学校とのつながりも薄くなってきていること等により、保育人材の確保が困難である。
- 出産後、子育てしたい人が保育士免許の講座などが受講できる機会・助成制度があればよい。
 - 新人保育士に向けた研修の開催による保育士負担軽減、今後の施策検討のための保育士や施設等に対する実態調査の実施、保育士試験受験講座を受講した場合の費用助成 等

② 子育て世帯の支援等

- 子育て世帯が気軽に子どもを預けられたり相談したりする場所がたくさんあるとよい。
 - 妊婦や低年齢期の子育て家庭に対して、面談等を通じて必要な支援メニューにつなぐための伴走型支援の充実及び出産育児関連用品購入のための経済的支援(10万円相当)を一体的に実施する市町村に対する助成(R4.12月補正)、家事・育児等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等に対する訪問支援を行う市町村に対する助成 等

③ 企業における子育て環境の改善

- 子育て環境の改善のため、事業主の意識を変えるための取組が必要。
 - 大学生・新社会人と企業経営者による職場環境の改善、育休取得促進に対する意見交換会の実施 等

④ 結婚・出産に対する広報・PR等

- 結婚や出産に対する前向きなイメージが湧くような広報等を行ってみてはどうか。
 - 婚活・子育て支援者や子育て川柳コンテスト受賞者の表彰など、出産・子育てに関する機運醸成のための子育てイベント等の開催、岡山・島根県との連携による婚活支援の強化、AIによるマッチングシステムの機能強化 等

(2) 委員からの主な意見

- ・以前と比べると保育者自身に余裕がなくなっていると感じるため、新人保育士向けの研修は重要である。今はオンラインが主流だが、研修を通じて先生同士のつながりを作るためにも対面で実施していただきたい。
- ・支援策は様々あるが、本当に悩んでいる方はこのような支援を受けに来ることもできない。本当に支援が必要な方に対して支援できるよう、ぜひそういった家庭を訪問して支援につなげてほしい。
- ・民生委員が赤ちゃん訪問をして悩み相談などを行っている町もある。県の取組内容を民生委員とも共有していただき、SNSやホームページでの広報に加えてこれらの取組とも連携してPRしてはどうか。
- ・青年会議所以外にも社会貢献をしたいと思っている団体は多いと思うので、青年会議所に限らず、そういった団体とも連携して、地域全体で子育て支援をしていくことが必要である。旗振り役をお願いしたい。
- ・婚活支援に関する一番の要は仲人である。モチベーションを上げるために優秀な仲人さんに対しては表彰するなどの取組をしてはどうか。

3 今後のスケジュール

令和5年3月 第4回子育て王国とっとり会議

- ・令和5年度の少子化対策・子育て支援策等の内容を報告
- ・令和4年度の少子化対策・子育て支援策等の実施状況について点検・評価 等

鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業に関する民間事業者の再募集について

令和4年12月2日
子育て王国課

鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取市との連携協約（令和4年1月1日発効）に基づき、本県及び鳥取市が鳥取砂丘西側エリアに所有する3施設を活用して行うキャンプやグランピングを中心とした民間サービスを提供する事業実施に向けて、11月28日の第1回鳥取砂丘西側エリア滞在型観光施設運営事業に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を踏まえ、募集要項を決定し、事業者の募集を開始しましたので、概要を報告します。

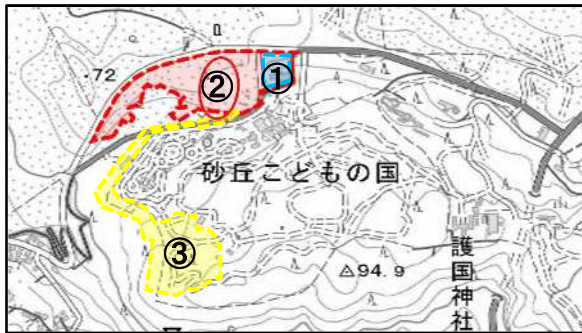
1 目的




鳥取砂丘エリア国立公園利用拠点計画（2020年2月策定 環境省・鳥取県・鳥取市）、鳥取砂丘西側整備構想（2020年3月改訂 鳥取市）及び鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約（2021年12月締結）を踏まえ、来訪者に対して、豊かな自然環境の中で快適な滞在時間を提供するため、県及び市所有施設を一体的に活用し、キャンプやグランピングを中心とした民間サービスを提供する事業を実施する。

2 公募概要

(1) 対象施設

鳥取砂丘こどもの国キャンプ場、旧サイクリングターミナル、旧柳茶屋キャンプ場の3施設



	①旧サイクリングターミナル
	②旧柳茶屋キャンプ場
	③こどもの国キャンプ場

(2) 主催者

鳥取市・鳥取県（事業者からの問合せ窓口は鳥取市に一本化）

3 募集する事業内容

(1) 提案内容は自由とするが、キャンプやグランピングを含むサービスの提供とし、以下に配慮した内容を期待する。

① 低廉な料金での利用も可能とするなど、多様な利用者、幅広い年齢層及び従前の利用者を想定した提案。

② 国立公園内の施設としてふさわしく、鳥取砂丘の滞在環境の上質化に寄与する提案。（総合案内、飲食提供、ストレージ、リフレッシュ、情報交流などの機能）

(2) 対象施設を全て活用する提案を求める。なお、より良いサービス提供のために施設の一部を事業者において改修又は解体し、新たに整備する提案も可能とする。

4 前優先交渉権者の参加資格

前回と同じグループ（7社）での参加は認めない。

5 事業期間

(1) 対象施設の引渡し（令和5年8月1日）後、事業者は令和6年4月1日までに開業する。ただし、県及び市が承認する場合は、指定期日前に一部のサービスを開始することも可能とする。

(2) 提案を求める事業期間は10年以上20年以内とする。ただし、基本協定上の事業期間は施設の引渡し日から10年間とし、その後事業者がさらなる事業の継続を望む場合は、適切な事業運営が行われていると認められる場合に事業期間を更新する。

6 財産（土地、建物）の取扱い

土地及び建物は事業期間中、事業者が無償で貸し付けることとし、県と市それぞれが優先交渉権者が設立した特別目的会社と公有財産貸付契約を締結する（財産の無償貸付議案は優先交渉権者決定後、県・市とも令和5年6月議会へ附議予定）。

7 料金等収入及び納付金

サービスの提供による料金収入、その他の事業収益は全て事業者の収入とするが、利益の中から県及び市への納付金（固定納付金、変動納付金など）について提案を求め、評価のポイントとする。

8 基本協定の締結

優先交渉権者は、契約の締結に先立ち、本事業の円滑な遂行を果たすための役割、必要な諸手続き等の基本的事項を規定した基本協定を県及び市との3者協定として締結する。なお、基本協定は、事業者が設立した特別目的会社と締結する。

9 県及び市による整備

3施設を一体的に活用する管理道を整備するとともに、引渡しまでに以下の整備を予定している。

- ・旧サイクリングターミナル：自転車格納庫・サイクルポート・浄化槽設備等を解体撤去、既設受変電設備の不具合箇所の修繕（市）
- ・旧柳茶屋キャンプ場：公衆用トイレの洋式化、外観改修（市）
- ・こどもの国キャンプ場：こどもの国との境界を区分する囲障等の整備（県）

10 審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査の基本的な考え方

事務局による参加資格要件審査、審査会による財務等基礎審査及びプレゼンテーション提案審査の3段階で実施する。

プレゼンテーション提案審査において、最も高い点数を得た提案を最優秀提案、2番目に高い点数を得た提案を優秀提案とする。なお、財務等基礎審査において一定の基準に達しない提案者は、プレゼンテーション提案審査への参加を認めない。

(2) 審査会委員(以下9名で構成する)

(順不同・敬称略)

	氏名	所属	役職等	備考※
1	林 浩志	鳥取商工会議所（中小企業診断士）	事務局長	財務審査委員
2	柳 年哉	公立鳥取環境大学（公認会計士）	教授	財務審査委員
3	白水 照之	株式会社日本政策投資銀行松江事務所	所長	財務審査委員
4	松本 美恵子	ゆうわ総合法律事務所	弁護士	
5	松原 雄平	鳥取砂丘未来会議	会長	委員長
6	下澤 武志	鳥取大砂丘観光協会	副会長	
7	富山 順子	公益社団法人鳥取県観光連盟	主任	
8	中西 朱実	鳥取県子育て・人財局	局長	
9	大野 正美	鳥取市経済観光部	部長	

※委員長及び財務審査委員は、第1回審査会で委員の互選により選出。

(3) プレゼンテーション提案審査での評価項目

- ① 基本方針・コンセプト・サービス内容
- ② 運営体制及び業務遂行能力
- ③ 他団体等との連携・地域貢献・活性化

(4) 優先交渉権者

県及び市は、審査会の審査結果を受けて優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

11 今後のスケジュール

時期	内容
令和4年12月1日(木)	募集要項公表（募集開始）
令和4年12月16日(金)、19日(月)、27日(火)	現地説明会の実施
令和4年12月1日(木)から令和5年2月1日(水)まで	募集要項等に係る質問の受付
令和4年12月1日(木)から令和5年2月10日(金)まで	企画提案参加申込書の受付
令和5年2月13日(月)から同月28日(火)まで	企画提案書等の受付
令和5年3月3日(金)頃	参加資格要件審査及び審査結果通知
令和5年3月13日(月)～同月16日(木)頃	財務等基礎審査及び審査結果通知
令和5年3月27日(月)頃	プレゼンテーション提案審査
令和5年4月中旬	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定
令和5年7月上旬	基本協定及び貸付契約の締結
令和5年8月1日(火)	施設等の引渡し
令和6年4月1日(月)まで	施設開業

届出保育施設における不適切行為への対応について

令和4年12月2日
西部総合事務所県民福祉局

西部総合事務所管内の届出保育施設において、施設園児の保護者からの情報提供を受け、児童福祉法に基づく特別立入調査を実施したところ、施設園児に対する不適切な行為が行われていたことが認められたことから、以下のとおり文書による改善指導を行いましたので報告します。

<保護者からの情報提供及び聞取りの状況>

- ・10月19日 当該施設の園児の保護者複数名から県子育て王国課に情報提供
- ・10月19日、20日、21日 当局が保護者へ詳細の聞取りを実施

1 対象施設

西部総合事務所管内の民間法人が運営する届出保育施設 1 施設

2 施設の調査概要及び結果

本年11月1日以降5日間、当該施設に当局職員等が立入りをを行い、施設職員に聞き取り調査を行うとともに、施設園児の保護者等への聞き取り調査も行い、次の不適切な行為を行った事実を確認したもの。

- ・施設主催運動会のリレーにおいて、園児がふざけて走ったこと等に対し施設長が園児3名の頭を手で押した。その後、法人代表者が園児1名を他の園児の前に出し、大きな声で叱責し謝らせた。
- ・運動会以外の保育現場においても、園児への指導・しつけという認識で、園児の頭をはたく、手を強く引っ張る、倉庫と一緒に入るといった行為を施設長又は園長が行ったことがあった。

3 施設に対する指導概要

(1) 文書指導年月日

令和4年11月30日（水）

(2) 指導内容

調査で確認した上記2の行為は「国の保育指針及び認可外保育施設指導監督基準」に抵触する不適切な行為であることを指摘するとともに、次のとおり改善を図るよう文書で指導を行った。

- ・保育指針にある「保育所の社会的責任」を認識し、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないように、子どもの人格を尊重し、保育にあたること。
- ・不適切行為を行った原因検証と課題整理を行い、職員間で共有すること。また、再発防止に向けた取組について検討し、実施すること。
- ・今後の取組方針等に係る保護者への説明責任を果たすこと。

4 施設の対応状況及び今後の対応

県の立入調査においても虚偽報告などは認められず、法人代表者、法人役員、施設長、園長は真摯に反省するとともに、既に施設全体の保護者への謝罪や説明を行っている。

今後、園は1か月以内を目途に改善に取組み、その状況を県に報告させるとともに、継続的に施設の取組に係る状況確認、助言指導を行う。

なお、改善が図られない場合、再度の改善指導を行うとともに、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告及び同条第4項に基づく公表の措置も検討する。

<参考1>児童福祉法第59条(無認可施設に対する措置)

3項 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第1項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。

4項 都道府県知事は前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかったときはその旨を公表することができる。

<参考2>保育施設等における虐待通報システム

保育施設等における虐待事案の早期発見につなげるため、保護者、施設職員や一般の方からの虐待の通報を受け付ける専用ページを鳥取県公式ホームページ内に開設（平成27年6月）。保育施設等における虐待の種別や例を掲載するとともに、虐待が確認された場合の通報フォームを設け、早期の情報提供を呼び掛けている。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/tuuhou/>